

建設工事の債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領

平成26年3月11日

津幡町告示第25号

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事の請負契約者（以下「受注者」という。）が、津幡町と請負契約を締結したことによって生じた権利のうち、津幡町建設工事標準請負契約約款（平成9年津幡町告示第7号。以下「契約約款」という。）第5条第1項に定める工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）を承諾する場合の取扱について定めるものとする。

(対象工事)

第2条 債権譲渡を承諾する対象となる工事は、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 当該建設工事の出来形が原則として40%以上であること。ただし、契約約款第34条第3項の規定に基づく中間前払金の支払を受けた工事の出来形は60%以上であること。
- (2) 債権取立てについて、国、地方公共団体その他から差押え等の通告がなく、かつ、今後そのおそれがないこと。

(債権譲渡の範囲)

第3条 債権譲渡の額は、当該請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び当該請負工事契約により発生する津幡町の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。ただし、請負契約が解除された場合においては、契約約款に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の津幡町の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。

3 債権譲渡の承諾は、1請負契約について1回とし、売掛債権担保融資保証制度との併用は、認めないものとする。

(債権譲渡先)

第4条 債権譲渡先は、北國銀行、北陸銀行、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、金沢信用金庫、のと共栄信用金庫、北陸信用金庫、鶴来信用金庫、興能信用金庫、石川県総合建設業協同組合、株式会社建設経営サービスとする。

(債権譲渡承諾願)

第5条 受注者が譲受人に債権譲渡しようとするときは、津幡町長（以下、「町長」という。）あてに、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾願（様式第1号）3通
- (2) 債権譲渡人、債権譲受人それぞれの印鑑証明1通ずつ
- (3) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人の承諾書1通

2 町長は前項の債権譲渡承諾願の提出があった日以降は、契約約款第34条第3項の規定に基づく中間前払金及び契約約款第37条の規定に基づく部分払を行わないものとする。ただし、債権譲渡について発注者の承諾が得られなかった場合はこの限りでない。

(債権譲渡の承諾)

第6条 町長は、前条第1項の債権譲渡承諾願の提出があったときは、実情を調査し、適切であると認めるときは、監理課を経由し会計管理者の承認を得て、債権譲渡を承諾することができる。

2 前項において、債権譲渡を承諾した場合は、会計管理者は債権譲渡整理簿（様式第2号）に当該工事を記載しなければならない。

3 町長は、前項において記載された承諾番号及び承諾年月日（確定日付）を債権譲渡承諾書（様式第3号）に附して債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通ずつ交付しなければならない。

(債権譲渡契約)

第7条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡契約を締結したときは、債権譲渡契約通知書（様式第4号）に債権譲渡契約書の写しを添えて、直ちに発注者に通知しなければならない。

(債権譲渡整理簿等)

第8条 会計管理者は債権譲渡を承諾した請負契約の内容に変更が生じた場合は債権譲渡整理簿に変更の内容を記載するものとする。

2 当該建設工事を主管する主務課は、債権譲渡契約の通知があったときは、工事台帳にその旨を記載するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第9条 第5条に定める債権譲渡承諾願等の提出がない場合又は債権譲渡承諾願等の内容について確認ができない場合若しくは債権譲渡の承諾に不適當な事由がある場合には、債権譲渡の承

諾を行わない。

- 2 前項の場合には、町長は債権譲渡人及び債権譲受人に対し、速やかに承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（様式第5号）を交付するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

債権譲渡承諾願

年 月 日

（発注者）

（宛先）津幡町長

受注者

（甲）譲渡人 住所
氏名 実印
（乙）譲受人 住所
氏名 実印

受注者（以下、甲という）が津幡町長（発注者）に対して有する基本契約書（発注者と甲との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書）に基づく下記の工事請負代金債権を、〇〇〇〇〇（以下、乙という）に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようお願い申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書第41条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

記

1. 工事名
2. 工事場所
3. 工期 自 年 月 日
至 年 月 日
4. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
- (2) 前払金額 金 円
- (3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡契約通知書

年 月 日

（宛先）津幡町長

受注者

（甲）譲渡人 住所

氏名 △△△ 実印

（乙）譲受人 住所

氏名 ○○○○○○○○ 実印

年 月 日付けでご承諾いただきました譲渡人△△△が発注者に対して有する下記
工事請負代金債権について、譲受人○○○○○に譲渡いたしましたので、譲渡人、譲受人連署の
うえ通知します。

よって、下記工事請負代金につきまして、今後は○○○○○○○の下記振込口座にお振込下さ
い。なお、譲渡人は譲受人に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面
を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

1. 工事名
2. 工事場所
3. 工期 自 年 月 日 至 年 月 日
4. (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
-(2) 前払金額 金 円
-(3) 中間前払金額
及び部分払金額 金 円
(4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)
ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

[振込口座]

1. 振込希望金融機関名
○○銀行▲▲本支店
2. 預金の種別、口座番号
××預金××××××××
3. 口座名義
(ふりがな)
××××